

振り込め詐欺救済法に基づいて平成 21 年度中に実施した公告について

1. 機構における公告の実施状況の公表について

預金保険機構においては、「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成 19 年法律第 133 号）」（以下「振り込め詐欺救済法」という。）に基づいて、振り込め詐欺被害者の財産的被害の迅速な回復等に資することを目的として、被害回復分配金の支払手続等に係る公告業務を平成 20 年 7 月から開始しました。

振り込め詐欺救済法では、年に少なくとも 1 回、公告の実施状況について公表することを求めており（法 37 条 2 項）、今般、平成 21 年度中の公告について実施状況の取りまとめを行ったものです。

なお、振り込め詐欺救済法に基づく公告は、機構の「振り込め詐欺救済法に基づく公告」のホームページを利用して行われており（法 27 条）、原則として各月 2 回公告を実施しているほか、同時に、主要な公告について、公告した総件数、総金額等の概要についても公表しております。

問い合わせ先 財務部・振込詐欺被害回復業務課 TEL03-3212-6076
--

2.平成21年度に実施した主要3公告について

振り込め詐欺救済法においては、多岐にわたる公告が規定されていますが、救済手続の基幹を構成する主要な公告の状況は、以下のとおりです。

(1)対象預金等債権の消滅手続が開始された旨等の公告

この公告は、金融機関が犯罪利用預金口座等であると疑うに足りる相当な理由があると認めるときに、当該預金口座に係る預金等債権を消滅（失権）するための手続として金融機関の求めに応じて機構が実施するものです（法5条1項）。

この公告では、口座名義人が権利行使の届出等を行うために原則として60日の期間を設け、当該期間内に届出等が行われなない場合には、預金等債権は消滅（失権）します。

21年度に機構が実施した預金等債権消滅手続開始公告は、公告回数23回（20年度16回）、口座数44,086件（同130,003件）、預金等債権の額1,966百万円（同8,439百万円）となっています。

この公告により失権した口座については、次の手続として当該預金口座の権利が失権したことを明らかにするため預金等債権消滅公告が行われ、その後、原則として下記(2)の預金口座に残った債権を分配するための手続に移行します。他方、債権消滅公告に掲載された債権額が千円未満の口座については、被害者へ分配金の支払が行われなない旨の公告がなされ（法8条3項）機構に納付されます（法19条）。21年度に公告された千円未満の口座は46,610件（20年度48,254件）、21百万円（同24百万円）となっています。

(2)消滅預金等債権について被害回復分配金の支払手続が開始された旨等の公告

この公告は、預金等債権が消滅したものについて、被害者への分配金を支払うための手続として金融機関の求めに応じて機構が実施するものです（法11条1項）。

この公告では、被害者が支払申請を行うために原則として60日の期間を設けています。また、金融機関は、支払申請期間経過後、申請人が分配金の支払を受けることができる者であるか否かの決定など所定の手続を経て、分配金の支払を行います。

21年度に機構が実施した被害回復分配金支払手続開始公告は、公告回数23回（20年度11回）、口座数24,428件（同45,691件）、債権額2,758百万円（同6,745百万円）となっています。

(3) 被害回復分配金の支払手続が終了した旨の公告

この公告は、支払手続が終了した場合の手続として金融機関の求めに応じて機構が実施するものです(法18条2項)。

この公告においては、個々の口座情報は公告対象とされず、支払手続を終えたものについて債権総額、被害者への支払総額及び機構への納付予定総額が掲載されます(規則31条)。

21年度に公告した支払手続終了公告は、消滅預金等債権の総額5,047百万円(20年度1,177百万円)のうち被害者に対して支払われたもの2,190百万円(同657百万円)残額2,856百万円(同520百万円)が機構に納付されることとなります(法19条)。

なお、支払手続終了公告を終えたもののうち被害者に支払が行われなかったもの及び千円未満のため被害者へ分配金の支払が行われない旨の公告を実施したものについては、3ヶ月毎に金融機関から機構に納付されます。平成22年3月31日現在の納付金残高は2,842百万円となっており、21年12月公告分まで納付済です。また、納付金については他の資金と混同することがないように、機構では納付金専用の口座を設けて分別して管理しています。

表1 平成21年度中の主な公告の実施状況

対象預金等債権の消滅手続が開始された旨の公告(23回)	
金融機関数	370先
口座数	44,086件
対象預金等債権の額	1,966,125,581円

消滅預金等債権について被害回復分配金の支払手続が開始された旨等の公告(23回)	
金融機関数	332先
口座数	24,428件
消滅預金等債権の額	2,758,574,768円

被害回復分配金の支払手続が終了した旨の公告(25回)	
金融機関数	359先
消滅預金等債権の額	5,047,671,388円
支払該当決定を受けた者に対する支払額の総額	2,190,957,908円
法第十九条の規定による預金保険機構への納付予定額	2,856,713,480円
(参考)平成22年3月末時点の納付金残高	2,842,883,681円

(注)「口座数」、「債権の額」は、各公告回数の合計。「金融機関数」は、各公告回数の合計ではなく純計。

表 2 平成 21 年度中の主な公告の各回の実施状況

対象預金等債権の消滅手続が開始された旨等の公告

	金融 機関数	口座数 (件)	対象預金等債権 の額(円)	内 千円未満の口座	
				口座数 (件)	対象預金等債権 の額(円)
第1回 (平成21年4月1日)	86	2,153	107,653,094	1,273	604,059
第2回 (平成21年4月16日)	98	1,941	89,582,375	1,104	548,140
第3回 (平成21年5月1日)	92	2,551	99,826,242	1,662	762,557
第4回 (平成21年5月18日)	76	1,578	52,060,077	1,046	521,888
第5回 (平成21年6月1日)	84	2,210	136,057,086	1,334	632,744
第6回 (平成21年6月16日)	96	2,079	102,799,757	989	452,417
第7回 (平成21年7月1日)	95	2,675	131,172,666	1,346	639,533
第8回 (平成21年7月16日)	93	2,330	93,372,191	1,376	617,667
第9回 (平成21年8月3日)	95	3,715	143,963,134	2,235	1,041,877
第10回 (平成21年8月17日)	84	2,342	85,252,616	1,273	620,767
第11回 (平成21年9月1日)	76	2,572	132,963,020	1,279	506,636
第12回 (平成21年9月16日)	86	1,986	59,774,819	1,356	583,157
第13回 (平成21年10月1日)	73	1,561	80,699,350	890	426,620
第14回 (平成21年10月16日)	89	1,532	44,384,663	909	409,917
第15回 (平成21年11月2日)	89	1,553	90,694,746	877	419,044
第16回 (平成21年11月16日)	76	1,363	54,675,383	706	339,772
第17回 (平成21年12月1日)	80	1,484	66,870,309	703	318,952
第18回 (平成21年12月16日)	95	1,348	59,475,075	764	382,233
第19回 (平成22年1月18日)	92	1,931	103,354,528	1,089	526,267
第20回 (平成22年2月1日)	75	1,559	73,266,239	854	388,678
第21回 (平成22年2月16日)	73	1,205	57,752,568	714	336,386
第22回 (平成22年3月1日)	74	1,135	51,266,772	608	284,536
第23回 (平成22年3月16日)	86	1,283	49,208,871	903	412,933
合計	(延べ) 1,963	44,086	1,966,125,581	25,290	11,776,780
(参考) 20年度合計	(延べ) 2,121	130,003	8,439,056,179	74,439	35,813,329

消滅預金等債権について被害回復分配金の支払手続が開始された旨等の公告

	金融 機関数	口座数 (件)	消滅預金等債権 の額(円)
第1回 (平成21年4月16日)	109	3,291	596,186,593
第2回 (平成21年5月1日)	91	1,018	124,874,764
第3回 (平成21年5月18日)	82	1,418	168,705,260
第4回 (平成21年6月1日)	81	1,435	181,018,292
第5回 (平成21年6月16日)	75	1,603	159,831,580
第6回 (平成21年7月1日)	67	852	103,093,314
第7回 (平成21年7月16日)	80	847	85,782,540
第8回 (平成21年8月3日)	66	862	88,807,378
第9回 (平成21年8月17日)	51	604	56,245,587
第10回 (平成21年9月1日)	59	863	103,379,723
第11回 (平成21年9月16日)	72	1,098	102,787,403
第12回 (平成21年10月1日)	69	1,268	122,053,437
第13回 (平成21年10月16日)	59	958	88,934,212
第14回 (平成21年11月2日)	66	1,458	136,564,963
第15回 (平成21年11月16日)	51	1,058	81,181,697
第16回 (平成21年12月1日)	62	1,293	136,218,265
第17回 (平成21年12月16日)	59	635	57,449,066
第18回 (平成22年1月4日)	50	630	77,512,739
第19回 (平成22年1月18日)	62	663	42,149,592
第20回 (平成22年2月1日)	62	636	80,953,934
第21回 (平成22年2月16日)	59	617	57,795,150
第22回 (平成22年3月1日)	57	813	67,594,873
第23回 (平成22年3月16日)	63	508	39,454,406
合計	(延べ) 1,552	24,428	2,758,574,768
(参考) 20年度合計	(延べ) 1,181	45,691	6,745,162,196

被害回復分配金の支払手続が終了した旨等の公告

	金融 機関数	消滅預金等債権 の額(円)	支払該当者決定 を受けた者に対 する支払額の総 額(円)	法第十九条の規 定による預金保 険機構への納付 予定額(円)
(平成21年4月1日)	75	484,221,913	117,776,950	366,444,963
(平成21年4月16日)	71	526,488,050	198,928,564	327,559,486
(平成21年5月1日)	71	276,428,083	107,916,429	168,511,654
(平成21年5月18日)	56	70,333,622	46,480,912	23,852,710
(平成21年6月1日)	74	284,431,796	111,248,056	173,183,740
(平成21年6月16日)	60	151,939,113	113,967,508	37,971,605
(平成21年6月24日)	2	379,066	0	379,066
(平成21年7月1日)	62	190,892,283	99,243,318	91,648,965
(平成21年7月16日)	66	880,835,546	376,225,735	504,609,811
(平成21年8月3日)	60	479,430,271	220,479,391	258,950,880
(平成21年8月17日)	45	30,861,412	18,134,488	12,726,924
(平成21年9月1日)	55	78,113,814	44,789,211	33,324,603
(平成21年9月16日)	62	192,872,839	104,444,817	88,428,022
(平成21年10月1日)	37	45,658,364	31,111,542	14,546,822
(平成21年10月16日)	52	88,552,169	38,560,450	49,991,719
(平成21年11月2日)	47	94,791,324	48,028,291	46,763,033
(平成21年11月16日)	43	70,246,882	47,089,714	23,157,168
(平成21年12月1日)	42	67,186,003	39,544,686	27,641,317
(平成21年12月16日)	63	105,854,099	72,665,757	33,188,342
(平成22年1月4日)	37	73,366,858	36,342,639	37,024,219
(平成22年1月18日)	44	541,681,903	161,075,548	380,606,355
(平成22年2月1日)	55	54,982,853	21,184,702	33,798,151
(平成22年2月16日)	47	62,915,623	37,501,979	25,413,644
(平成22年3月1日)	39	69,001,601	38,347,372	30,654,229
(平成22年3月16日)	42	126,205,901	59,869,849	66,336,052
合計	(延べ) 1,307	5,047,671,388	2,190,957,908	2,856,713,480
(参考) 20年度合計	(延べ) 345	1,177,474,342	657,043,551	520,430,791

3. 主要3公告を含めた公告全体の実施状況

振り込め詐欺救済法においては、上記のほかにも、被害者への財産的被害の迅速な回復等に資するため多岐にわたる公告が規定されており、機構が21年度に実施した公告の状況は、以下のとおりです。

表3 平成21年度中の公告全体の実施状況

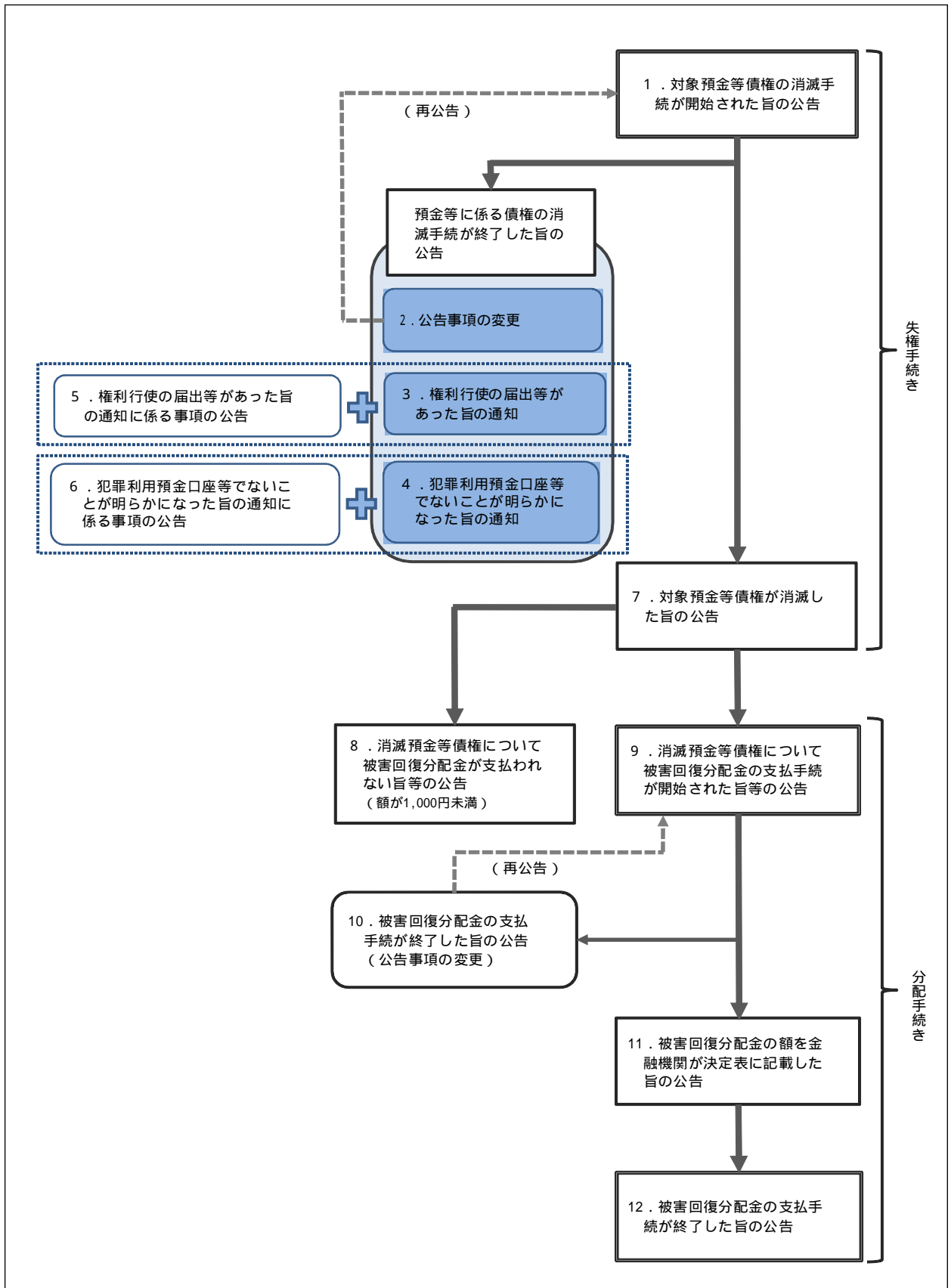
	公告文題名	回数	金融機関数	口座数 (件)	債権の額 (円)
1	対象預金等債権の消滅手続が開始された旨等の公告	23	370	44,086	1,966,125,581
2	預金等に係る債権の消滅手続が終了した旨の公告(公告事項の変更)	68	41	187	48,408,729
3	預金等に係る債権の消滅手続が終了した旨の公告(権利行使の届出等があった旨の通知)	45	24	70	36,103,025
4	預金等に係る債権の消滅手続が終了した旨の公告(犯罪利用預金口座等でないことが明らかになった旨の通知)	22	10	30	5,011,740
5	権利行使の届出等があった旨の通知に係る事項の公告	45	24	70	36,103,056
6	犯罪利用預金口座等でないことが明らかになった旨の通知に係る事項の公告	22	10	30	5,011,740
7	対象預金等債権が消滅した旨等の公告	23	403	70,814	2,838,631,782
8	消滅預金等債権について被害回復分配金が支払われない旨等の公告(額が1,000円未満)	23	352	46,610	21,476,464
9	消滅預金等債権について被害回復分配金の支払手続が開始された旨等の公告	23	332	24,428	2,758,574,768
10	被害回復分配金の支払手続が終了した旨の公告(公告事項の変更)	22	15	99	16,356,266
11	被害回復分配金の額を金融機関が決定表に記載した旨の公告	24	252	27,400	4,062,417,650
12	被害回復分配金の支払手続が終了した旨の公告	25	359	-	5,047,671,388

(注) 「口座数」、「債権の額」は、各公告回数の合計。「金融機関数」は、各公告回数の合計ではなく純計。

表4 「公告の内容および公告対象情報等」

No.	公告文題名	公告の内容	公告対象情報	根拠規定 (法：法律、規：施行規則)
1	対象預金等債権の消滅 手続が開始された旨等 の公告	口座名義人の権利(=預 金等債権)を消滅させる ための手続を開始するも の	金融機関名・口座番号・口 座名義・対象預金等債権の 額・権利行使の届出方法お よび期間(原則60日)等	[法第5条第1項]
2	預金等に係る債権の消 滅手続が終了した旨の 公告(公告事項の変更)	1.の公告について、内容 に変更があり預金等債権 を消滅させるための手続 を終了するもの	終了公告日・終了の理由等	[規第9条第2項]
3	預金等に係る債権の消 滅手続が終了した旨の 公告(権利行使の届出等 があった旨の通知)	1.の公告について、権利 行使の届出等があり預金 等債権を消滅させるため の手続を終了するもの	終了公告日・終了の理由等	[法第6条第3項]
4	預金等に係る債権の消 滅手続が終了した旨の 公告(犯罪利用預金口座 等でないことが明らか になった旨の通知)	1.の公告について、犯罪 利用預金口座等でないこ とが明らかになり預金等 債権を消滅させるための 手続を終了するもの	終了公告日・終了の理由等	[法第6条第3項]
5	権利行使の届出等があ った旨の通知に係る事 項の公告	3.の公告について、公告 対象情報を公告するもの	金融機関名・口座番号・口 座名義・対象預金等債権の 額・終了の理由等	[規第10条第2項]
6	犯罪利用預金口座等で ないことが明らかにな った旨の通知に係る事 項の公告	4.の公告について、公告 対象情報を公告するもの	金融機関名・口座番号・口 座名義・対象預金等債権の 額・終了の理由等	[規第10条第2項]
7	対象預金等債権が消滅 した旨等の公告	1.の公告について、権利 行使の届出等がないため 預金等債権が消滅するも の	金融機関名・口座番号・口 座名義・消滅預金等債権の 額・債権が消滅した日等	[法第7条・規第11 条第2項]
8	消滅預金等債権につい て被害回復分配金が支 払われない旨等の公告 (額が1,000円未満)	消滅した預金等債権の額 が1,000円未満であるた め被害者への支払いが行 われないもの	金融機関名	[法第8条第3項]
9	消滅預金等債権につい て被害回復分配金の支 払手続が開始された旨 等の公告	消滅した預金等債権を被 害者に支払うための手続 を開始するもの	金融機関名・口座番号・口 座名義・消滅預金等債権の 額・支払申請の方法および 期間(原則60日)等	[法第11条第1項]
10	被害回復分配金の支払 手続が終了した旨の公 告(公告事項の変更)	9.の公告について、内容 に変更があり被害回復分 配金を支払うための手続 を終了するもの	終了公告日・終了の理由等	[規第16条第2項]
11	被害回復分配金の額を 金融機関が決定表に記 載した旨の公告	被害者へ支払う分配額を 決定し、決定表を作成し たことを公告するもの	金融機関名・口座番号・口 座名義・消滅預金等債権の 額・7.の公告日等	[法第16条第4 項・規第28条第2 項]
12	被害回復分配金の支払 手続が終了した旨の公 告	被害者への分配金の支払 いが終了したことを公告 するもの	金融機関名・消滅預金等債 権の額・被害者への支払総 額・預金保険機構への納付 予定額等	[法第18条第2 項・規第31条第2 項]

図1 公告の流れ



4. 公告の利用状況

(1) 閲覧件数等

21年度における「振り込め詐欺救済法に基づく公告」のホームページへのアクセス件数は、約36万件（20年度約50万件）となっています。

また、犯罪被害者あるいは口座名義人等の方々からの相談・問い合わせは、約800件（20年度約2千件）となっています。相談・問い合わせの内容で多いものは、被害者救済の仕組みがどのようになっているのかといった質問、被害者がとるべき手続に関する質問、および公告の見方やホームページ上の口座検索の方法に関する質問等となっています。

表5 アクセス件数

(単位:件)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	(参考) 20年度
36,335	33,197	33,547	35,371	29,983	28,628	30,607	27,424	28,386	27,673	26,882	30,364	368,397	(502,251)

表6 問い合わせ件数

(単位:件)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	(参考) 20年度
94	67	63	69	51	78	57	46	41	100	78	131	875	(2,002)

(2) 利用金融機関

対象金融機関は、銀行（ゆうちょ銀行、外国銀行を含む）、信用金庫、労働金庫、信用協同組合、農業協同組合、漁業協同組合、水産加工業協同組合、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫及びこれらの連合会とされています（法2条1項）。預金保険制度の対象外の農漁協や外国銀行が含まれているため、預金保険制度の対象金融機関数（606先）に比べ幅広い金融機関がこの制度の対象となっています。

21年度中にこの制度を利用した金融機関は、預金業務を取り扱っている金融機関1,639先（21年4月1日現在）のうち467先（法施行後の利用先数510先）となっています。

図2 対象金融機関と利用状況

	銀行	信用金庫	労働金庫	信用組合	農林中央金庫・農漁協	商工組合中央金庫
対象先	208	280	14	163	973	1
法施行後の利用先 (内21年度)	131 (128)	228 (211)	9 (9)	68 (53)	73 (65)	1 (1)

(注) 水産加工業協同組合は対象金融機関であるが、預金業務の取り扱いがないため、上記表では割愛している。

5. 公告事務の概要

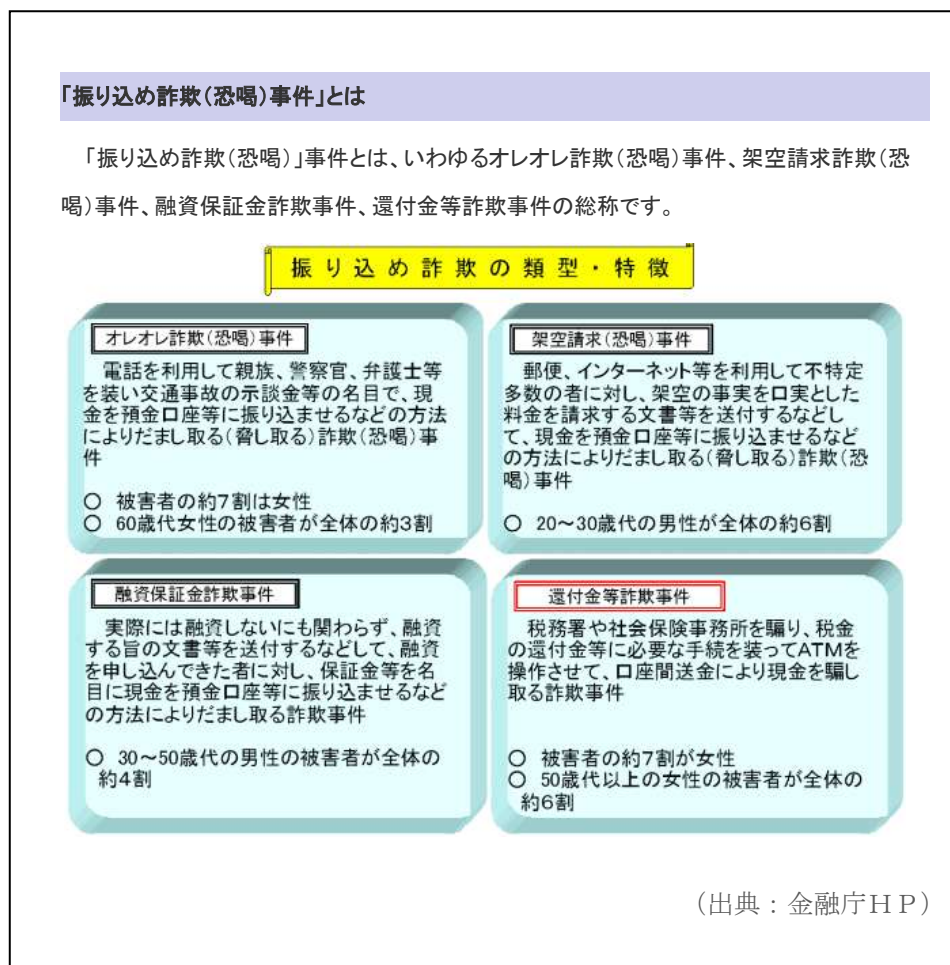
(1) 振り込み詐欺救済法の趣旨

振り込み詐欺救済法は、預金口座等への振り込みを利用して行われた詐欺等の犯罪行為により被害を受けた者に対する被害回復分配金の支払のため、預金に係る債権の消滅手続及び被害回復分配金の支払手続等を定め、もって当該犯罪行為により被害を受けた者の財産的被害の迅速な回復に資することを目的としています。

一般的に対象となる犯罪行為としては、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺のほか、ヤミ金融や未公開株式購入に係る詐欺等が該当します。

被害に遭われた方は、この法律に定める手続を経て、失権した振込口座の残高を上限として、被害回復分配金の支払を受ける方法により、被害回復を受けることが可能です。

図3 振り込み詐欺事件



(2) 公告手続の流れ

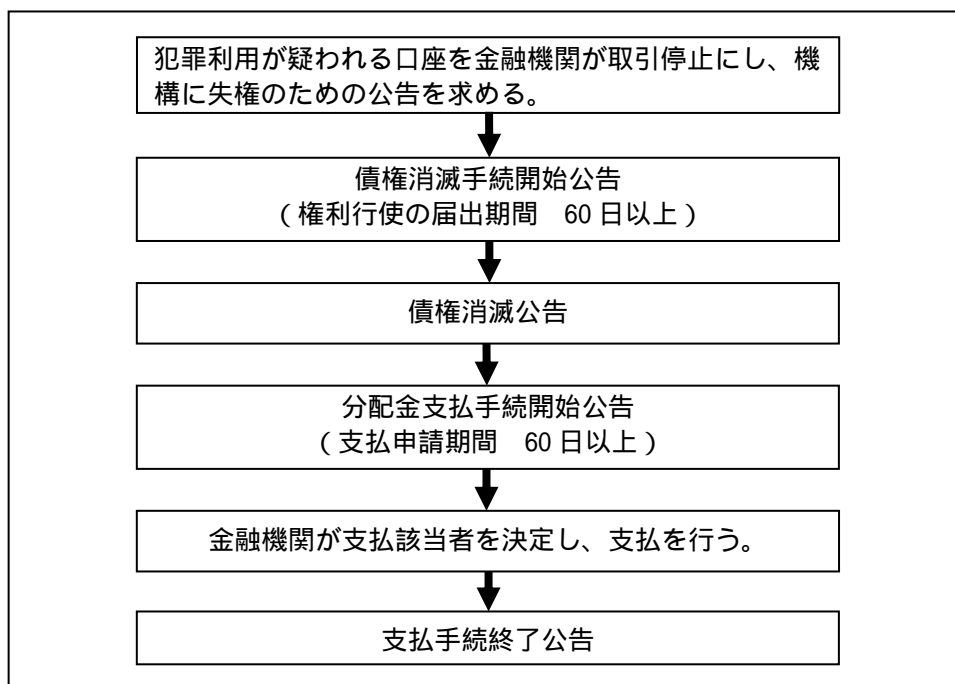
金融機関は、犯罪利用預金口座等であると疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、その預金口座について取引停止等の措置を実施のうえ、預金保険機構に対し、債権消滅手続開始公告を求めることとされています（法3条、法4条）。

公告手続は大きく分けて、債権消滅のための手続と分配金支払のための手続となります。分配を受けるまでの公告手続に要する期間としては、債権消滅のための権利行使の届出期間は60日以上、その後、債権消滅公告を経て、分配金支払のための支払申請期間として30日以上とされています（法5条2項、法11条2項）。実際の手続きでは、権利行使の届出期間及び支払申請期間ともに60日以上で取り扱っています。この後、金融機関において、申請人が分配金の支払を受けられる者であるか否か等の決定を行った後、支払が行われます。

被害者の方への支払については、消滅預金等債権の額に、金融機関が認定した被害者の被害額の総額に対する割合を乗じたもの（ただし、被害額が上限）となります。

分配金支払後に残余金があるときは、金融機関は、その残余金を機構に納付します。納付された残余金は、一定割合を預金口座の名義人救済のための支払に充て、その残りを犯罪被害者等の支援の充実のために支出することとされています（法20条1項）。

図4 手続の流れ

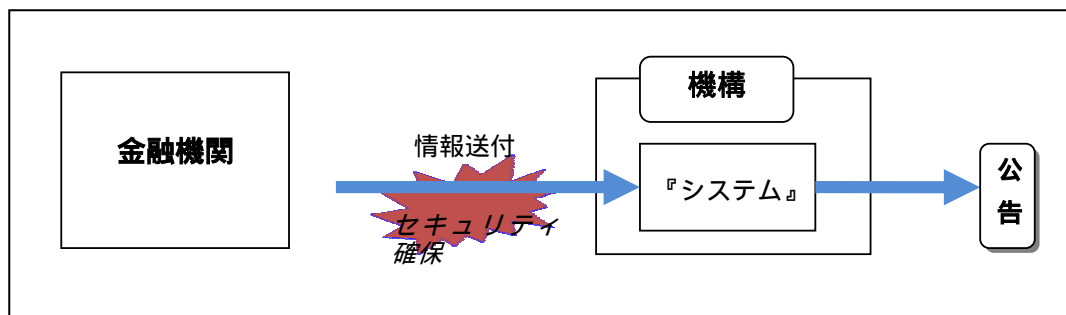


(3) 公告に係るシステムの概要

振り込め詐欺救済法に基づく公告に関する情報は、金融機関から電磁的方法により送付されます（法 34 条）。送付された情報は、機構が保有するシステムの中で、所定の事項が記載されているか等の形式上のチェック等の処理が行われ、一定期間ごとに「振り込め詐欺救済法に基づく公告」のホームページにおいて公告されます。

この電磁的方法は、インターネットを利用したデータ送信によるものであるため、SSL 方式（Secure Socket Layer。インターネット上でのクレジットカード取引時などに利用されているセキュリティを確保した通信方式。）や電子認証を用いる等、データ改ざん防止等の方策を万全に講じています。

図 5 システムの概要



また、送付されたデータの形式上のチェックの結果について、機構は必要に応じて、金融機関にその補正を求めることができます（法 5 条 3 項、法 11 条 3 項）。

(4) 金融機関から預金保険機構に納付される金銭の仕組み・用途

納付される金銭の仕組み

金融機関は預金保険機構に対して、預金債権が消滅手続を経た後その金額が千円未満であるときは債権額を、また、分配金支払手続完了後に被害者に分配されない預金債権額が残っているときは債権残額について納付することとされており（法 19 条）、原則として各四半期分が翌期に納付されます。

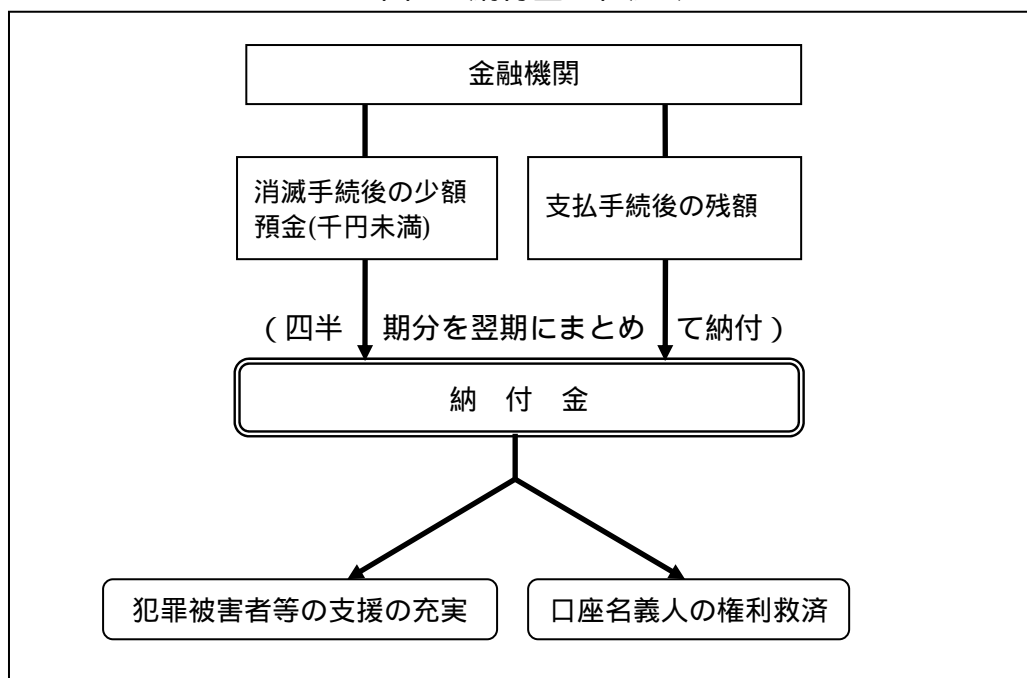
納付される金銭の用途

納付金は、主務省令で定めるところにより、「口座名義人の権利救済」のために必要な留保を行ったうえで、「犯罪被害者等の支援の充実」のために支出することとなっています（法 20 条）。

納付金の管理

金融機関からの納付金については、他の資金と混同することがないように、機構では納付金専用の口座を設けて分別して管理しており、表 1（3 頁）のとおり、平成 22 年 3 月末現在の残高は、2,842 百万円となっています。

図 6 納付金の仕組み



(5) 手数料の徴収及び借入金の流れ

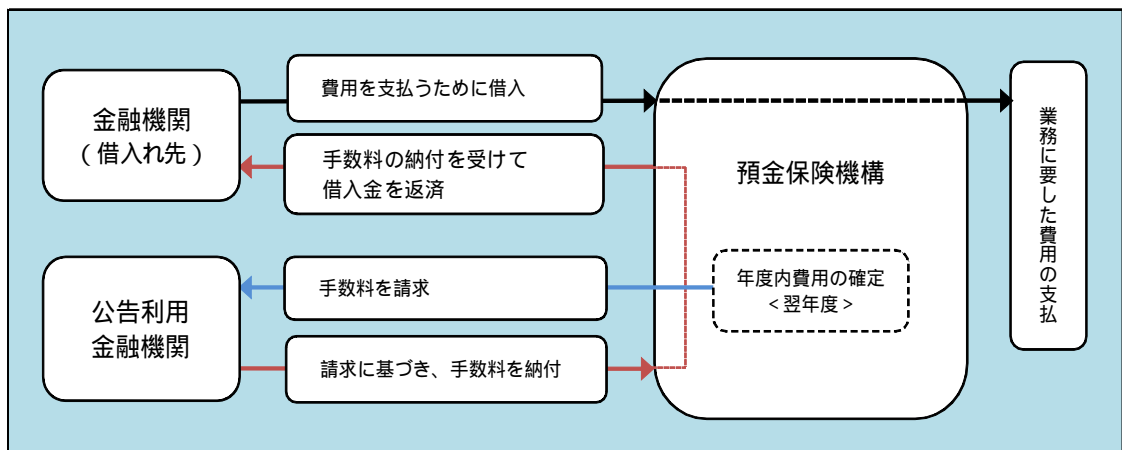
機構は、システム経費、人件費等の公告業務に要する費用について、運営委員会の議決を経て定める手数料を、公告を利用した金融機関から徴収します（法30条）。

この手数料は金融機関から翌年度8月に徴収することになるため、その間の運営は借入金によって行われ、借入金は金融機関から手数料を徴収後返済されます（図7）。

平成20年度の運営費用（201百万円）に係る手数料は、21年8月に金融機関から徴収（手数料率は、預金等債権の消滅手続開始公告及び被害回復分配金の支払手続開始公告について1件1,146円）しました。

また、平成21年度の運営費用（最終的な金額は未定）は、現在、借入金で支払われています（22年3月末日の借入金残高210百万円）。

図7 手数料及び借入金の流れ



以上